4　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。
⑹　第１号４⑹に同じ。
①～②　第１号４⑹①～②に同じ。
③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年７月８日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成25年７月11日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、これらの日時までに平成25年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。
5　その他
⑴～⑯　第１号５⑴～⑯に同じ。
6　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Keisakumae area viaduct No. 2.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 25 年４月 10 日
西日本旅客鉄道株式会社　契約責任者
大阪工事事務所長　荻野　浩平
◎調達機関番号　104　◎所在地番号　27
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　工事名　広島鉄道病院新築他工事
⑶　工事場所　広島市東区二葉の里三丁目
⑷　工事概要
①　規模
ア　新病院本館新築　地上７階建、建築面積約4,500㎡、延床面積約22,000㎡、免震構造
イ　カルテ庫新築　地上１階建、建築面積約80㎡、延床面積約80㎡
ウ　駐輪場上家他新築　１式
エ　支障建物撤去　12棟　合計延床面積約7,500㎡
オ　現病院撤去　19棟　合計延床面積約18,600㎡
カ　職員用駐輪場上家他新築　１式
②　内容
ア　詳細設計（建築、電気設備、機械設備、外構、既存建物撤去、土壌汚染調査、工事監理）一式
イ　建設工事（建築、電気設備、機械設備、外構、既存建物撤去、付帯工事を含む。）一式
⑸　工期　契約の翌日から平成28年11月30日まで。ただし、⑷①ア、イ、ウ、エについては、平成27年10月15日までとする。
⑹　本工事は、詳細設計及び施工を行う詳細設計付工事である。
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。
⑻　本工事は、本工事に関する詳細設計を自ら行う予定の入札参加者だけでなく、入札参加者が、入札参加者から委託され本工事に関する詳細設計を行う者（以下「予定設計受託者」という。）に設計業務の全てを委託することも認める工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事の施工により発生する、撤去建物の廃材、コンクリート塊、発生鋼材、その他ごみ等の残存物の運搬・処理は、本契約に含まれる。
⑾　本工事の施工により発生する可能性のある、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する特別管理廃棄物及びその他の運搬・処理は、本契約に含まれる。
⑿　本工事は、建築、電気設備及び機械設備に使用されているアスベスト含有建材除去作業の対象である。
⒀　本工事は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の適用対象である。
2　競争参加資格　次に掲げる要件をすべて満たす単独の企業（以下「単体」という。）又は当該者により結成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることを競争参加資格として設定する。
⑴　本件入札に係る複数の共同企業体の構成員（単体の場合にあっては、本件入札に係る共同企業体の構成員）となっていないこと。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑷　代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人でないこと。
⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の総合評点が次のとおりであること。
①　単体又は共同企業体の代表構成員については、建築一式の総合評点が1,250点以上であること。
②　共同企業体の代表構成員以外の構成員については、建築一式の総合評点が1,100点以上であること。
⑹　本工事に係る基本設計業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑺　競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期間である４⑶の最終日から４⑷に示す入札・開札の日時までの期間に、西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所から選定回避等の措置を受けている者（同期間において４⑶に示す提出期間の最終日以前に受けた選定回避等の期間を継続している者を含む。）でないこと。
⑻　申請書等に虚偽の事実を記載した者であると認められる者でないこと。
⑼　単体又は共同企業体の代表構成員は次の施工実績を有すること。
単体又は共同企業体の代表構成員として、平成15年度以降に元請として完成、引渡しを完了した免震構造を有する、地上４階以上、延床面積11,000㎡以上の病院の新築工事。
⑽　単体又は共同企業体の代表構成員は次の①の設計実績、又は②の要件を満たすこと。
①　企業組織内に有する一級建築士事務所登録を受けた設計部門が、平成15年度以降に単体又は共同企業体の代表として設計を完了した免震構造を有する、地上４階以上、延床面積11,000㎡以上の病院の新築工事に係る詳細設計業務。
②　詳細設計業務を予定設計受託者に委託する場合においては、予定設計受託者は次に掲げる要件を満たすこと。
ア　２⑴⑶⑷⑹⑺⑻の要件を満たすこと。
イ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。
ウ　一級建築士事務所登録を受けていること。
エ　平成15年度以降に単体又は設計共同体の代表として、免震構造を有する、地上４階以上、延床面積11,000㎡以上の病院の新築工事の詳細設計業務を完了した実績を有すること。
オ　本件入札参加者でないこと又は本件入札に参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。
カ　予定設計受託者が、倒産等やむを得ない理由により詳細設計の履行が不可能になった場合を除き、落札決定後の予定設計受託者の変更は認めない。やむを得ず落札決定後に予定設計受託者を変更する場合は発注者の承認を得ること。
⑾　次の要件を満たす専任の監理技術者又は専任の主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事に配置できること。
①　平成15年度以降に元請として完成、引渡しを完了した免震構造を有する、地上４階以上、延床面積11,000㎡以上の病院の新築工事の工事現場で、監理技術者等又はそれと実質的に同等以上の技術者として施工経験が同一現場において１年以上あり、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。なお、監理技術者については、監理技術者資格証を有する者であること。
②　配置予定の監理技術者等にあっては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。